

平成 26 年 11 月 17 日

大和証券投資信託委託株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 352 号
加入協会 一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

いばらきみらいファンド 201412 (愛称：みらい君 201412)

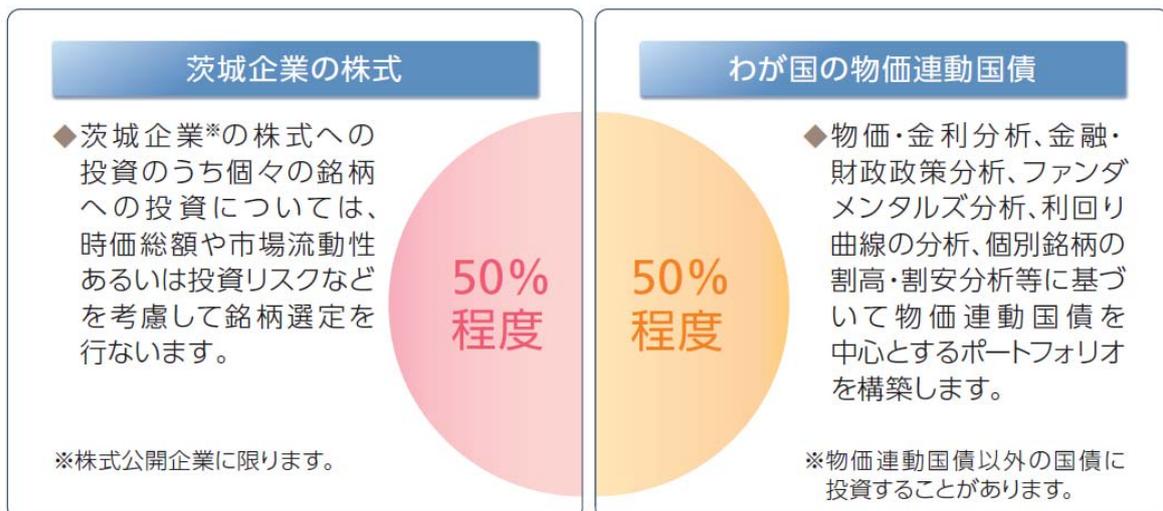
当社は、平成 26 年 12 月 29 日に「いばらきみらいファンド 201412 (愛称：みらい君 201412)」の設定と運用開始を予定しておりますので、お知らせいたします。概要は下記のとおりです。なお、下記内容は変更される場合があります。

記

1. ファンドの特色

1 茨城企業の株式とわが国の物価連動国債に投資します。

■ 各資産の組入比率は50%程度ずつとします。



※上記はイメージであり、実際の組入比率とは異なります。

茨城企業の株式とは



※本社に準ずるものを含みます。

大和投資信託

Daiwa Asset Management

物価連動国債とは

(平成26年9月末現在)

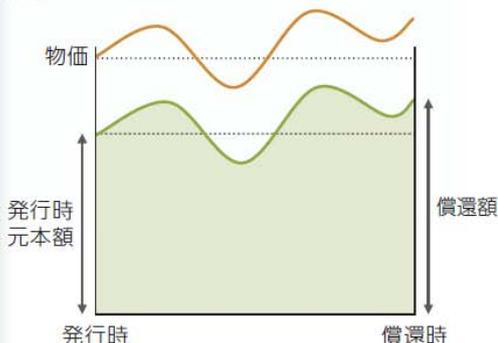
- 物価の動きに連動して元本額と利子額が増減する国債です。
 - ・発行後に物価が**上昇**すると、その上昇率に応じて元本額が**増加**します。
 - ・発行後に物価が**下落**すると、その下落率に応じて元本額が**減少**します。
 - ・利率は発行時に固定されていますが、元本額が物価の動きに連動して変化するため、受取る利子額も物価の動きに連動して増減します。
 ※基準となる物価は、総務省により毎月公表されている「全国消費者物価指数(生鮮食品を除く総合指数)」です。
- 償還額は、償還時の元本額となります。
 - ・物価が下落した場合、償還時の元本額が発行時の元本額を下回ることがあります。ただし、2013年10月以降に発行される物価連動国債には、償還時の元本保証が行なわれず。(投資者の投資元本が保証されるわけではありません。)
- 利払いは年2回行なわれます。

物価連動国債の元本額と利子額の変動のイメージ

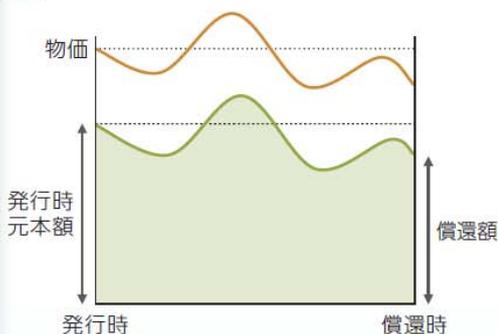
- 物価連動国債の元本額と利子額は、物価の動きに連動して増減します。

[元本額の変動のイメージ]

- 1 償還時の物価が発行時より**上昇**した場合

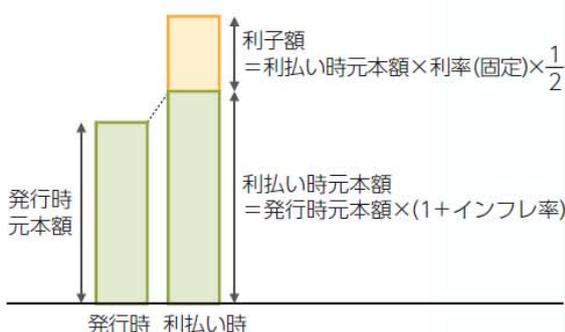


- 2 償還時の物価が発行時より**下落**した場合

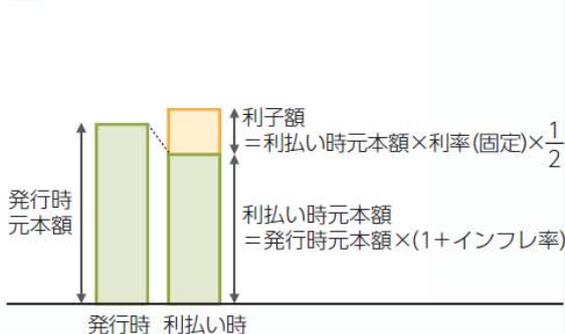


[利子額の変動のイメージ]

- 1 利払い時の物価が発行時より**上昇**した場合



- 2 利払い時の物価が発行時より**下落**した場合



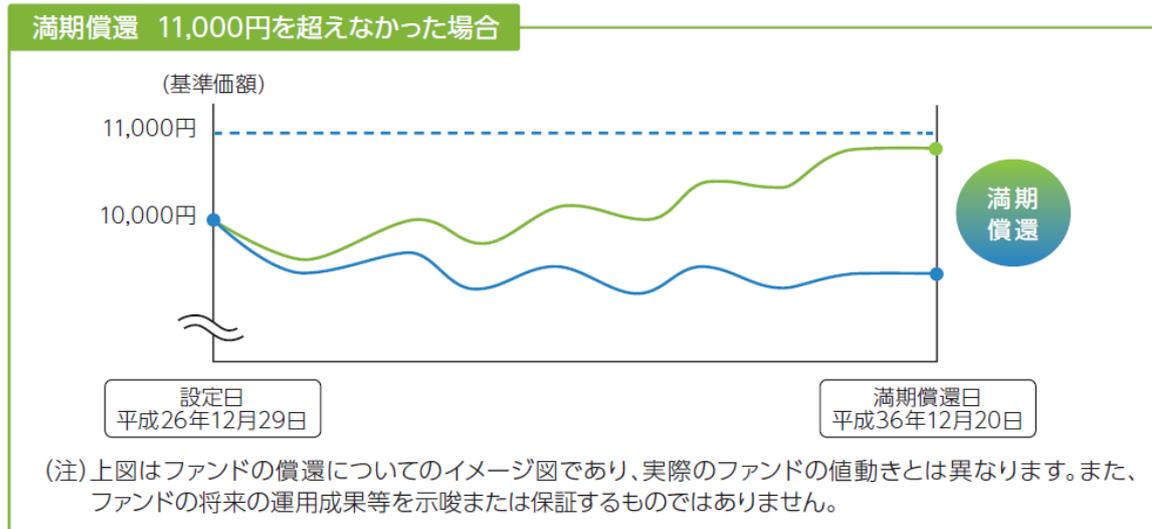
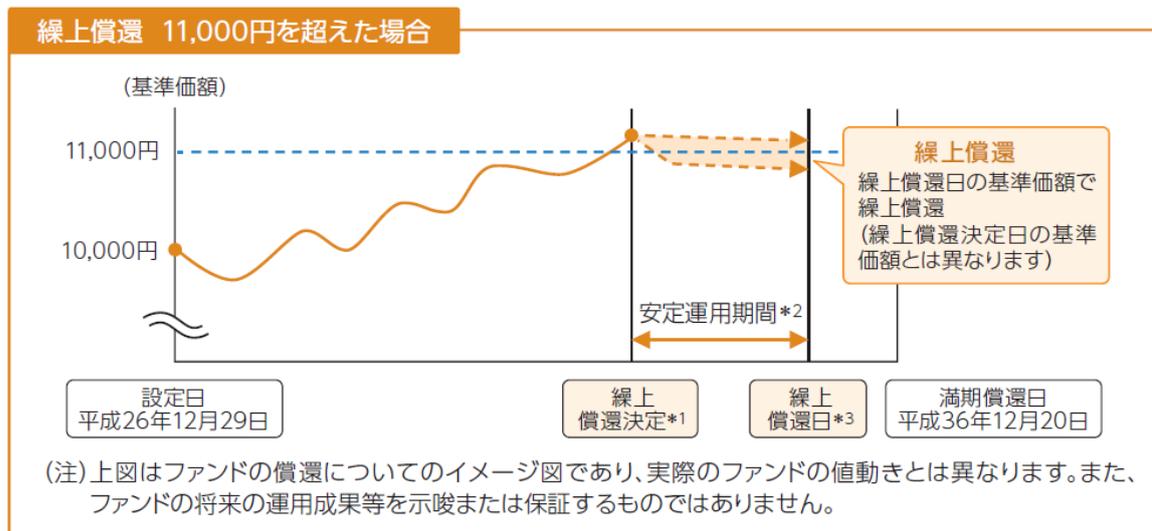
※上記はイメージであり、実際の元本額、利子額とは異なります。また、投資成果を示唆または保証するものではありません。

2

基準価額が一度でも11,000円を超えた場合、安定運用に入った後、繰上償還します。

- 基準価額は1万口当たりとし、既払分配金を加算しません。

償還の仕組み(イメージ)



- *1 上記基準価額の水準は、安定運用に移行する水準であり、当ファンドの基準価額が11,000円を超えることを示唆または保証するものではありません。
- *2 わが国の短期金融商品等による安定運用に順次切り替えを行ないます。流動性等により保有銘柄の売却が速やかに行なえない場合などがあるため、基準価額が11,000円を超えてから繰上償還が行なわれるまで日数がかかることがあります。
- *3 基準価額が11,000円を超えてから償還までの市況動向、運用管理費用(信託報酬)等により、基準価額(または償還価額)が11,000円以下となることがあります。
なお、基準価額が11,000円を超えてから満期償還日までの期間が短い場合、繰上償還を行ないません。

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、以下の2本の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。
- 投資対象とする投資信託の受益証券を通じて、わが国の株式および物価連動国債に投資します。



設定日直後、大量の解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1. および上記の運用が行なわれないことがあります。

3 購入の申込みは、平成26年12月26日までとなります。

(注)当ファンドは単位型のため、申込みの受け付けは上記の期間のみとなります。

4 毎年12月20日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

(注)第1計算期間は、平成27年12月20日(休業日の場合翌営業日)までとします。

[分配方針]

- 1 分配対象額は、元本超過額または経費控除後の配当等収益のうちいずれか多い額とします。
- 2 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

2. 投資リスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

〈主な変動要因〉

<p>価格変動リスク・信用リスク</p>	<p>組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。</p>
<p>株価の変動</p>	<p>株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。</p>
<p>公社債の価格変動</p>	<p>金利の低下および市場が予想する将来のインフレ率の上昇は、物価連動国債の価格の上昇要因となります。また、金利の上昇および市場が予想する将来のインフレ率の低下は、物価連動国債の価格の下落要因となります。 価格変動に加えて物価連動国債には、物価上昇によって元金額と利払い額が増加する可能性、物価下落によって元金額と利払い額が減少する可能性があります。 物価連動国債は、通常の利付国債に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向があります。 公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。</p>
<p>債券先物取引の利用に伴うリスク</p>	<p>債券先物の価格は、金利の動き、先物市場の需給等を反映して変動します。先物を買建てている場合の先物価格の下落、または先物を売建てている場合の先物価格の上昇により損失が発生し、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。</p>
<p>その他</p>	<p>解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。</p>

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

3. ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用	
購入時手数料	販売会社が別に定めるものとします。 購入時の申込手数料の料率の上限は 1.62% (税抜 1.5%) です。
信託財産留保額	ありません。
投資者が信託財産で間接的に負担する費用	
運用管理費用 (信託報酬)	毎日、信託財産の純資産総額に対して 年率 0.6264% (税抜 0.58%) ※運用管理費用は、毎計算期間の最初の 6 か月終了日(休業日の場合翌営業日)、毎計算期末、途中換金および信託終了のときに信託財産中から支弁します。
(委託会社)	年率 0.15% (税抜)
(販売会社)	年率 0.40% (税抜)
(受託会社)	年率 0.03% (税抜)
投資対象とする投資信託証券	年率 0.6156% (税抜 0.57%)
実質的に負担する運用管理費用	年率 0.9342% (税込) 程度 (実際の組入状況により変動します。)
その他の費用・ 手数料	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。 ※「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

4. ご参考

ファンド名	いばらきみらいファンド 201412 (愛称：みらい君 201412)
購入の申込期間	平成 26 年 12 月 1 日から平成 26 年 12 月 26 日まで
購入単位	最低単位を 1 円単位または 1 口単位として販売会社が定める単位
購入価額	1 万口当たり 1 万円
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換金単位	最低単位を 1 口単位として販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額 (1 万口当たり)
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して 5 営業日目からお支払いします。
申込締切時間	午後 3 時まで (販売会社所定の事務手続きが完了したもの)
設定日	平成 26 年 12 月 29 日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。
購入・換金申込受付の 中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込みの受け付けを中止することがあります。
信託期間	平成 26 年 12 月 29 日から平成 36 年 12 月 20 日まで

繰上償還	<p>●委託会社は、基準価額(1万口当たり。既払分配金を加算しません。)が一度でも11,000円を超えた場合、わが国の短期金融商品等による安定運用に順次切り替えを行ない、ファンド全体が安定運用に入った後、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させます。ただし、基準価額が11,000円を超えてから満期償還日までの期間が短い場合、繰上償還を行ないません。</p> <p>●次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還ができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益権の口数が30億口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき <p>●すべての受益者が換金の意思表示をした場合、繰上償還を行ないます。この場合、償還手続きに伴い、通常の換金よりも日数がかかる場合があります。</p>
決算日	<p>毎年12月20日(休業日の場合翌営業日) (注)第1計算期間は、平成27年12月20日(休業日の場合翌営業日)までとします。</p>
収益分配	年1回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。
信託金の限度額	1,000億円
公告	電子公告の方法により行ない、ホームページ[http://www.daiwa-am.co.jp/]に掲載します。
運用報告書	毎計算期末に作成し、交付運用報告書をあらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
課税関係	<p>課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。</p> <p>公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です(平成26年1月1日以降)。</p> <p>なお、当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合がありますので、くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。</p>
販売会社	常陽銀行
受託銀行	三井住友信託銀行

5. その他

くわしくは、「有価証券届出書」をご覧ください。また、「投資信託説明書(交付目論見書)」公表後は当該交付目論見書も併せてご覧ください。

以上